（選挙関係費）

支出の目的	金額	氏名	住所
公認料	600,000	坂野　裕一	富山市
〃	600,000	山上　正隆	高岡市
推薦料	350,000	笠井　和広	富山市
合計	1,550,000		

（機関紙誌の発行事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
民主号外	207,360	とうざわ印刷工芸㈱	富山市
合計	207,360		

（宣伝事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
新聞広告	216,000	㈱一創	富山市
広報板	169,236	㈱コーエー	取手市
チラシ折込	314,755	㈱一創	富山市
チラシ	294,840	㈱トーザワ	高岡市
〃	259,200	とうざわ印刷工芸㈱	富山市
一件五万円未満の計	265,054		
合計	1,519,085		

（調査研究費）

一件五万円未満の計	60,250
合計	60,250

〔民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項3及び6を次のように改める。

3　支部政党交付金による支出総額	4,018,142,755
支部政党交付金支出充当額総額	3,508,994,947
支部基金支出充当額総額	509,147,808
6　支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	2,236,970,241
人件費	1,298,947,574
光熱水費	47,731,893
備品・消耗品費	218,894,320
事務所費	671,396,454
政治活動費	1,781,172,514
組織活動費	251,591,514
選挙関係費	912,878,040
機関紙誌の発行その他の事業費	585,005,561
機関紙誌の発行事業費	249,588,768
宣伝事業費	333,765,766
その他の事業費	1,651,027
調査研究費	31,696,859
その他の経費	540
合計	4,018,142,755

〔民主党〕総括文書（本部及び支部分）の要旨の項3及び6を次のように改める。

3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額	11,936,264,755
政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額	11,177,116,947
政党基金・支部基金支出充当額総額	759,147,808
6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	
支部政党交付金	3,771,554,000
経常経費	3,329,209,569
人件費	1,989,187,810
光熱水費	68,094,417
備品・消耗品費	282,808,914
事務所費	989,118,428
政治活動費	4,835,501,186
組織活動費	666,524,771
選挙関係費	2,887,817,096
機関紙誌の発行その他の事業費	1,087,027,377
機関紙誌の発行事業費	506,419,352
宣伝事業費	578,956,998
その他の事業費	1,651,027
調査研究費	194,131,402
その他の経費	540
合計	11,936,264,755

○総務省告示第四百六十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十一日　　総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

政党の名称	民進党
政党交付金の返還命令額	45,262,050円

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に該当するため。

○国土交通省告示第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成二十一年国土経済産業省交通省告示第二号）